暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

　　年　　月　　日

鯖江市長　殿

 　 　 　　　　 申請者　所在地

 　 　　　　 法人の名称

代表者職・氏名

　　　　　　　　　 　　　 　事業所の名称

　　　　　　　　　　　　　 　サービスの種類

　事業者の指定申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）、当該事業所の設置者、管理者その他事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、鯖江市暴力団排除条例第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者に該当しないことを誓約するとともに、鯖江市が福井県警察に必要な照会をすることについて承諾します。

　なお、申請後において、該当していることが判明したときおよび該当する事態になったときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、指定（許可）等を取り消されることがあっても、何ら異議のないことを誓約します。

【鯖江市暴力団排除条例（令和４年３月２８日条例第５号）】（一部抜粋）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団員等　暴力団員または暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

（４）　市民等　市民および事業者をいう。

（５）　事業者　法人および事業を行う個人をいう。

（６）　青少年　小学校就学の始期から１８歳に達するまでの者をいう。